

2025 年 8 月 14 日

お客さま各位

西日本シティ銀行

～「令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」により被災されたお客さま向け～
ローン返済および「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の相談窓口について

このたびの大雨により被災された皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。

当行では、被災によりローンの返済が困難なお客さまの返済に関するご相談や、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を利用したお手続きに関するご相談を、下記の相談窓口にて承りますので、お知らせします。

「令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害」については、災害救助法が適用され、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象になりました。

罹災により借入金の返済が困難となり、生活再建にお悩みの方は、本ガイドラインを利用することで、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務免除を受けることが可能です。ローンの返済についてご不安な点がございましたら、遠慮なくお取引店や最寄りの店舗、または下記のローンご返済相談窓口にご相談ください。

被災されたお客さまの一日も早い復旧を心よりお祈り申し上げます。

(参考)

一般社団法人 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<https://www.dgl.or.jp/>

以 上

本件に関するお問い合わせ先

ローンご返済相談窓口  0120-014-862

【受付時間】 平日 9 : 00～17 : 00 (ただし銀行休業日はのぞく)